

通所型サービスの基準（令和6年6月提供分から）

名称		介護予防通所介護サービス	
類型		通所型サービスA【独自】	
サービス内容		介護予防を目的としたプログラム（30分以上の運動等）を行う通所型サービス	
サービス提供時間		3時間以上	
人員	指定基準	利用者数 ～15人	利用者数 15人～
	管理者	専従1以上	
	生活相談員	サービス提供時間帯に1以上	
	介護職員	専従1以上	利用者1人に専従0.2以上
	看護職員	1以上（定員10人以下であれば、いなくてもいい）	
	機能訓練指導員	1以上	
設備		・ サービスを提供するために必要な場所および 利用者が静養するために必要な場所（3㎡×利用定員以上） ・ 消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・ 必要なその他の設備・備品	
運営		・ 必要に応じて個別サービス計画の作成 ・ 重要事項等の説明、同意 ・ 提供拒否の禁止 ・ 従業者の清潔の保持、健康状態の管理 ・ 秘密保持等 ・ 事故発生時の対応 ・ 廃止休止の届出と便宜の提供 - 等	・ 感染症対策の強化 ・ 業務継続に向けた取組みの強化 ・ ハラスメント対策の強化 ・ 高齢者虐待防止の推進 ・ 身体的拘束等の適正化の推進 ・ 「書面掲示」規制の見直し※ （※令和7年度から義務付け）

注：原則、月途中の事業所変更は不可

通所型サービスの基準（令和6年5月提供分まで）

名称		介護予防通所介護サービス		
類型		通所型サービスA【緩和型】		
サービス内容		介護予防を目的とした運動等（いきいき百歳体操・誤嚥予防体操・脳のトレーニングを伴うレクリエーションなど）や、機能訓練指導員による運動器機能訓練を行う通所型サービス		
サービス提供時間		2時間以上4時間未満 ・ 4時間以上		
人員	指定基準	利用者数 ～18人	利用者数 18人～	入浴や介護予防を目的とした運動を行う時
	管理者	専従1以上		専従1以上
	生活相談員	配置が望ましい		配置が望ましい
	介護職員	いずれか専従1以上	利用者1人にいずれか専従0.1以上	配置が望ましい
	看護職員			1以上（兼務可） より安全にサービス提供するため、看護職員もしくは機能訓練指導員による体調管理のうえで入浴や運動等を実施
	機能訓練指導員			
	従事者	専従1以上		
設備		・ サービスを提供するために必要な場所および 利用者が静養するために必要な場所（3㎡×利用定員以上） ・ 消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・ 必要なその他の設備・備品		
運営		・ 必要に応じて個別サービス計画の作成 ・ 重要事項等の説明、同意 ・ 提供拒否の禁止 ・ 従業員の清潔の保持、健康状態の管理 ・ 秘密保持等 ・ 事故発生時の対応 ・ 廃止休止の届出と便宜の提供 等 ・ 感染症対策の強化 ・ 業務継続に向けた取組みの強化 ・ ハラスメント対策の強化 ・ 高齢者虐待防止の推進		

注：原則、月途中の事業所変更は不可